省　令

○総務省令第七十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

総務大臣　山本　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第九十項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

○文部科学省令第三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）の施行に伴い、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の五の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

文部科学大臣　下村　博文

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の十一第四項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に、「中国残留邦人等支援改正法」に、「を含む」を「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この項において「平成二十五年中国残留邦人等支援改正法」という。）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年中国残留邦人等支援改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む」に、「又は中国残留邦人等支援改正法附則第四条第一項」を「、平成十九年中国残留邦人等支援改正法附則第四条第一項又は平成二十五年中国残留邦人等支援改正法附則第二条第三項」に改める。

附　則

この省令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百十三号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項及び第十八条第三項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七十条第五項中「十七人」を「十八人」に改める。

第百十三条の次に次の一条を加える。

（輸入食品監督官）

第百十三条の二　大阪検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2　輸入食品監督官は、命を受けて、第百二条の二第二項に規定する事務を行う。

第七百十条の十第一項第一号ハ中「一人（」の下に「北海道厚生局にあっては、」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

○国土交通省令第七十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「及び」を「並びに障害者政策企画調整官及び」に改め、同条第一項中「及び」を「並びに障害者政策企画調整官及び」に、「一人」を「それぞれ一人」に改め、同条第二項第一号中「こと」の下に「（障害者政策企画調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　障害者政策企画調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する障害者の移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第二十一条第四項中「物流環境政策企画調整官」を「物流環境政策調整官」に改める。

第二十五条の見出し中「及び国際協力官」を「、国際協力官及び総括国際協力官」に改め、同条第一項中「、国際協力企画官及び総括国際交渉官」を「及び国際協力企画官」に、「並びに国際協力官三人」を「、総括国際交渉官一人、国際協力官二人並びに総括国際協力官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

10　総括国際協力官は、国際協力官のつかさどる事務を統括する。

第百十条の二第七項中「振興課及び」を「産業港湾課及び海洋・環境課並びに」に改める。

第百十八条の見出し中「地球環境保全調整官」を「政策調査室並びに地球環境保全調整官及び国際展開推進企画調整官」に改め、同条第一項中「地球環境保全調整官」を「政策調査室並びに地球環境保全調整官及び国際展開推進企画調整官それぞれ」に改め、同条第二項第一号中「こと」の下に「（国際展開推進企画調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第三号を削り、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　政策調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に必要な調査に関すること。

二　外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること。

5　政策調査室に、室長を置く。

第百十八条に次の一項を加える。

7　国際展開推進企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する国際展開の支援の推進に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。

二　航空局の所掌事務に関する国際展開の支援の推進に関する政策に関する調整に関すること。

第百二十三条の見出し中「環境・地域振興調整官」の下に「及び地方航空支援企画調整官」を加え、同条第一項中「環境・地域振興調整官」の下に「及び地方航空支援企画調整官それぞれ」を加え、同条第二項第三号中「こと」の下に「（地方航空支援企画調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

7　地方航空支援企画調整官は、命を受けて、地域的な航空運送に係る事業の助成に関する特定事項についての企画及び立案並びに地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

○国土交通省令第七十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十七条第五項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百四十九条第八項及び別表第三大島自動車検査登録事務所の項中「大島自動車検査登録事務所」を「奄美自動車検査登録事務所」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。